

各指定居宅サービス事業者・各指定介護予防サービス事業者
（介護職員処遇改善加算対象サービス種別に限る。）・
各指定介護老人福祉施設開設者・各介護老人保健施設開設者・
各指定介護療養型医療施設開設者・介護医療院開設者（横浜市、
川崎市、相模原市及び横須賀市が所管する事業者を除く。） } 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長

平成31年度介護職員処遇改善加算届出書の提出について（通知）

介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所及び施設は、前年度に届出を行っているか否かにかかわらず、年度ごとに指定権者へ届出を行う必要があります。ついては、平成31年4月サービス提供分以降、当該加算を算定しようとする場合には、次のとおり書類を提出くださるようお願いいたします。

5月以降のサービス提供分から加算の算定を開始しようとする場合には、算定を開始しようとする前月の15日まで（施設サービス及び特定施設入居者生活介護については、加算算定開始月の1日まで）に届出書を提出してください。

なお、平成30年度に当該加算を算定している事業所等のうち、平成31年度から加算の算定を行わない場合は、取り下げる旨の届出が必要です。

- 1 **提出様式** ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」の次に掲げる場所に掲載しています。
→ 書式ライブラリー
→ 0. 介護職員処遇改善加算
→ 平成31年度介護職員処遇改善加算
<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=969&topid=19>
- 2 **提出方法** 郵送
- 3 **提出先** 〒231-8588（所在地の記載は省略できます。）
神奈川県高齢福祉課 介護職員処遇改善加算届係
注1：市町村が所管するサービス（地域密着型通所介護事業・日常生活支援総合事業等は所管する市町村あてに提出してください。）
注2：横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業所、及び地域密着型サービス事業所（注1に係る事業所を除く。）に係る届出書については、事業所が所在する市町村に提出してください。
- 4 **提出期限** 平成31年2月28日（木）〈必着〉
- 5 **留意事項**
次に掲げる資料（介護情報サービスかながわに掲載）に記載されている内容に留意願います。
(1) 平成30年3月22日老発0322第2号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
(2) 介護職員のキャリアパスに関する懇談会資料
→ 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1211-13.html>

問合せ先

高齢福祉課

電話 045-210-1111（代表）

福祉施設グループ 内線 4852～4854 F A X 045-210-8874

保健・居住施設グループ 内線 4857～4859 F A X 045-210-8874

在宅サービスグループ 内線 4841～4843 F A X 045-210-8866

☆郵送用ラベル 封筒のあて名シールに御利用ください。

〒231-8588
横浜市中区日本大通1
神奈川県 高齢福祉課
介護職員処遇改善加算届 係